

＜一般型＞

第1条 預金の支払時期等

スーパー定期（以下「この預金」という。）は、証書・通帳記載（以下「証書記載」という。）の満期日以後に利息とともに支払います。自動解約入金方式の場合には、証書記載の満期日に自動的に解約し、利息とともにあらかじめ指定された預金口座に入金することにより支払います。

第2条 利息

1. この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」という。）および証書記載の利率（以下「約定利率」という。）によって計算（複利型は6ヶ月複利で計算）し、満期日以後に支払います。ただし、預入日の2年後の応当日以降の日を満期日とした単利型の利息の支払いは、次によります。
 - ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」という。）を利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「スーパー定期2年もの」という。）に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。
 - A. 現金で受取る場合には、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書・通帳とともに提出してください。
 - B. 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。ただし、中間払利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、前記Aと同様の方法によります。
 - C. 定期預金とする場合には、中間利払日にそのスーパー定期2年ものと満期日を同一にするこの預金（以下「中間利息定期預金」という。）とし、中間利息定期預金の利率は、中間利払日における当組合所定の利率を適用します。
 - ② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」という。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。
2. この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。
3. 当組合がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合もしくは「預金共通規定」第12条第3項および第4項により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下切り捨て）によって計算（複利型は6か月複利で計算）し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。
 - ① 預入日の1か月以上3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A. 6か月未満	解約日における普通預金の利率
B. 6か月以上1年未満	約定利率×50%
C. 1年以上3年未満	約定利率×70%
 - ② 預入日の3年以上4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A. 6か月未満	解約日における普通預金の利率
B. 6か月以上1年未満	約定利率×40%
C. 1年以上1年6か月未満	約定利率×50%
D. 1年6か月以上2年未満	約定利率×60%
E. 2年以上2年6か月未満	約定利率×70%
F. 2年6か月以上4年未満	約定利率×90%
 - ③ 預入日の4年以上5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A. 6か月未満	解約日における普通預金の利率
B. 6か月以上1年未満	約定利率×40%
C. 1年以上1年6か月未満	約定利率×50%
D. 1年6か月以上2年未満	約定利率×60%
E. 2年以上2年6か月未満	約定利率×70%
F. 2年6か月以上3年未満	約定利率×80%
G. 3年以上5年未満	約定利率×90%
 - ④ 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

A. 6か月未満	解約日における普通預金の利率
B. 6か月以上1年未満	約定利率×30%
C. 1年以上1年6か月未満	約定利率×40%
D. 1年6か月以上2年未満	約定利率×50%
E. 2年以上2年6か月未満	約定利率×60%
F. 2年6か月以上3年未満	約定利率×70%
G. 3年以上4年未満	約定利率×80%
H. 4年以上5年未満	約定利率×90%
4. この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

第3条 中間利息定期預金

1. 中間利息定期預金の利息については、第2条の規定を準用します。
2. 中間利息定期預金については、証書の発行（通帳への記載）を省略し、次により取扱います。
 - ① 中間利息定期預金の内容については別途通知します。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。

- ②中間利息定期預金のみを解約もしくは書替継続するときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書・通帳とともに提出してください。
- ③中間利息定期預金をこの預金とともに解約もしくは書替継続するときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに（または証書裏面の受取欄に届出の印章により記名押印して）提出してください。

<自動継続型>

第4条 自動継続

1. 自動継続スーパー定期（以下「この預金」という。）は、証書記載の満期日に前回と同一の期間のスーパー定期に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
2. この預金の継続後の利率は、継続日における当組合所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
3. 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日。以下同じ。）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

第5条 利息

1. この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下同じ。）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」という。）および証書記載の利率（継続後の預金については第4条第2項の利率。以下これらを「約定利率」という。）によって計算（複利型は6ヶ月複利で計算）し、満期日以後（自動継続の場合は満期日）に支払います。ただし、預入日の2年後の応当日以降の日を満期日とした単利型のこの預金の利息の支払は次によります。
 - ①預入日から満期日の前日までに到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下切り捨て）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」という。）を利息の一部として、各中間利払日に、あらかじめ指定された次の方法により支払います。なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自動継続スーパー定期2年もの」という。）に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。
 - A. 現金で受取る場合には、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書・通帳とともに提出してください。
 - B. 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。ただし、中間払利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、前記Aと同様の方法によります。
 - C. 定期預金とする場合には、中間利払日にそのスーパー定期2年ものと満期日を同一にするこの預金（以下「中間利息定期預金」という。）とし、中間利息定期預金の利率は、中間利払日における当組合所定の利率を適用します。
 - ②中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」という。）は、満期日に支払います。
2. この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。
 - ①預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息および複利型としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
 - ②自動継続スーパー定期2年もの中間払利息および満期払利息は、あらかじめ指定された方法により次のとおり取扱います。
 - A. 預金口座へ振替える場合には、中間利払日および満期日に指定口座へ入金します。
 - B. 中間払利息を定期預金とする場合には、中間利払日に中間利息定期預金とします。満期払利息は満期日に元金に組入れ、中間利息定期預金の元金とともに合計して自動継続スーパー定期2年ものに継続します。
 - ③預入日の2年後の応当日以降の日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座に入金します。また、満期払利息もあらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、また満期日に元金に組入れて継続します。
 - ④利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書・通帳とともに提出してください。
3. 継続を停止した場合のこの預金の満期日以後の利息（中間払利息は除く。）は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。
4. 当組合がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合もしくは「預金共通規定」第12条第3項および第4項により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下切り捨て）によって計算（複利型は6ヶ月複利で計算）し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。
 - ①預入日の1か月以上3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A. 6か月未満	解約日における普通預金の利率
B. 6か月以上1年未満	約定利率×50%
C. 1年以上3年未満	約定利率×70%
 - ②預入日の3年以上4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A. 6か月未満	解約日における普通預金の利率
B. 6か月以上1年未満	約定利率×40%
C. 1年以上1年6か月未満	約定利率×50%
D. 1年6か月以上2年未満	約定利率×60%
E. 2年以上2年6か月未満	約定利率×70%
F. 2年6か月以上4年未満	約定利率×90%

③預入日の4年以上5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- | | |
|----------------|----------------|
| A. 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B. 6か月以上1年未満 | 約定利率×40% |
| C. 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×50% |
| D. 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×60% |
| E. 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×70% |
| F. 2年6か月以上3年未満 | 約定利率×80% |
| G. 3年以上5年未満 | 約定利率×90% |

④預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- | | |
|----------------|----------------|
| A. 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B. 6か月以上1年未満 | 約定利率×30% |
| C. 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×40% |
| D. 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×50% |
| E. 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×60% |
| F. 2年6か月以上3年未満 | 約定利率×70% |
| G. 3年以上4年未満 | 約定利率×80% |
| H. 4年以上5年未満 | 約定利率×90% |

4. この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

第6条 中間利息定期預金

1. 中間利息定期預金の利息については、第2条の規定を準用します。
2. 中間利息定期預金については、証書の発行（通帳への記載）を省略し、次により取扱います。
 - ①中間利息定期預金の内容については別途通知します。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。
 - ②中間利息定期預金のみを解約もしくは書替継続するときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書・通帳とともに提出してください。
 - ③中間利息定期預金をこの預金とともに解約もしくは書替継続するときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに（または証書裏面の受取欄に届出の印章により記名押印して）提出してください。

以 上

※この他「預金共通規定」をご参照ください。